平成２５年（フ）第１４６号
大阪市淀川区西中島６丁目６番２号　クルーム新大阪２番館６Ａ号、開始決定時の住所兵庫県明石市西明石西町１丁目14番10号　リーブラ・ＫＭＹ１番館204号
破産者　東前　　誠
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１５６号
兵庫県明石市大久保町高丘５丁目３番地の１43棟303号
破産者　中嶋　敏尚
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第９２号
高知市介良乙3026番地１　奥田アパート101号
破産者　上甫木弘吉
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第３３２８号
大阪府豊中市二葉町１丁目10―11、開始決定時の住所大阪府豊中市東豊中町２丁目３番55号
破産者　能登　知己
1　破産債権の届出期間　平成26年２月17日まで
2　一般調査期日　平成26年３月17日午後３時
平成26年１月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２６号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目15番１号
破産者　道町　哲一
1　破産債権の届出期間　平成26年２月20日まで
2　一般調査期日　平成26年４月25日午前10時
平成26年１月17日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２４９号
大分市岩田町２丁目２番９号
破産者　亀井　健治
1　破産債権の届出期間　平成26年２月20日まで
2　一般調査期日　平成26年３月17日午後４時30分
平成26年１月20日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２５０号
大分市岩田町２丁目２番９号
破産者　亀井　照世
1　破産債権の届出期間　平成26年２月20日まで
2　一般調査期日　平成26年３月17日午後４時30分
平成26年１月20日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３８７１号
大阪府三島郡島本町桜井１丁目５番１号、開始決定時の住所大阪府三島郡島本町山崎３丁目２番４―1006号
破産者　廣本　勇作
1　破産債権の届出期間　平成26年２月21日まで
2　一般調査期日　平成26年３月24日午後３時
平成26年１月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８９４号
大阪府藤井寺市野中２丁目６番24号
破産者　名黒　　孝
1　破産債権の届出期間　平成26年２月24日まで
2　一般調査期日　平成26年３月20日午前11時
平成26年１月20日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１４６号
埼玉県加須市土手１丁目13番13号
破産者　野本　敏廣
1　破産債権の届出期間　平成26年２月27日まで
2　一般調査期日　平成26年３月25日午後２時30分
平成26年１月20日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９７５号
堺市東区日置荘原寺町471番地１
破産者　株式会社伸栄設備
1　破産債権の届出期間　平成26年３月10日まで
2　一般調査期日　平成26年４月21日午前11時
平成26年１月20日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１６７号
神戸市西区今寺６番地の４　サングリーン今井306号
破産者　片山　一郎
1　破産債権の届出期間　平成26年３月20日まで
2　一般調査期日　平成26年４月22日午前11時
平成26年１月21日
神戸地方裁判所明石支部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５５６号
京都府宇治市木幡御蔵山39番地の799
破産者　岡本　成明
免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
平成26年１月21日
京都地方裁判所第５民事部破産係

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第２００２号
東京都渋谷区神泉町12番５号
清算株式会社　株式会社三棟産業
代表清算人　田中　康夫
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２６年（再）第１号
東京都豊島区南池袋２丁目８番５号ＭＩビル５Ｆ
再生債務者　株式会社綜合印刷東京
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年２月17日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年３月24日から平成26年３月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２５年（再）第４２号
埼玉県戸田市大字新曽2235番地
再生債務者　株式会社アクロス
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式9900株
2　再生債務者が１の株式を取得する日　後記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
3　減少する資本金の額　資本金４億9500万円全額
4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　後記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
5　募集株式の数　普通株式１株
6　募集株式の払込金額　募集株式１株につき金１円
7　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定の日から１か月
8　増加する資本金の額　金１円
平成26年１月16日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第５２号
東京都新宿区西新宿７丁目21番３号
再生債務者　株式会社シティアイ
1　決議に付する再生計画案　平成25年12月26日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成26年３月４日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成26年２月24日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成26年２月18日
平成26年１月16日
東京地方裁判所民事第20部